

1 県 税 制 に 関 す る 調

(1) 県税の税率等の推移

＊昭和25年現行「地方税法」制定

年 度	S25	S26	S27	S28	S29
個 人 の 県 民 税	市町村民税の税源の一部を道府県に移譲して創設 (法人については、29年4月1日の属する事業年度分から適用)				均等割 100円 所得割 (配賦課税方式) 所得課税の5% ＊県内の前年分の所得税総額を基礎として所得割の課税総額を算定し、これを県内の市町村に対して所得税額に応じて配賦する。市町村に配賦額を市町村民税所得割額に応じて課税し、市町村民税と併せて徴収する。
県 法 民 人 税 の					均等割 600円 法人税割 法人税額の5%
個 人 の 事 業 税	課税所得の 第1種事業 13.5(12)% 第2種事業 9(8)% (特別所得税) 第1種業務 7.2(6.4)% 第2種業務 9(8)% (カッコ内は標準税率) 免税点 25,000円 ＊農業、林業、鉱物及び砂鉱の掘採取業及び自家労力による第2種事業は 非課税 (以下非課税事業は法人についても同じ。) ＊青色申告制度が創設された。	＊ 非課税 事業に新聞業が加えられ、砂鉱の採取業が除かれた。 ＊ 分割基準 (従業者数) が法定された。	基礎控除 年38,000円 12% 8% 6.4% 8% 基礎控除 年38,000円 ＊ 免税点 制度にかえて基礎控除制度が設けられた。 ＊ 社会保険診療 による所得は課税されないこととされた。 ＊ 非課税 事業に新聞送達業、新聞広告取扱業、学術教育等図書出版業が加えられた。	基礎控除 年50,000円 ＊ 非課税 事業に教科書供給業が加えられた。	第1種事業 8% 第2種事業 6% 第3種事業 6% うち助産婦業等 4% 基礎控除 年70,000円 ＊特別所得税の業務のうち湯屋業、クリーニング業、特定のめん類食提供業は事業税の第1種事業と、他は第3種事業とされた。 ＊ 非課税 事業に教育映画製作業一般放送事業を加え農業が除かれた。なお、農業は課税事業に規定されず。 ＊ 収入金課税 は廃止され、課税標準は原則として所得税の所得を基準とすることとされた。
法 人 の 事 業 税	一般法人 所得の13.5(12)% 特別法人 所得の9(8)% 収入金課税法人 1.6% (カッコ内は標準税率) ＊ 収入金額課税 は電気供給業、ガス供給業、運送業に適用 (個人についても同じ。)	＊ 申告納付 制度が採用された。 ＊ 分割基準 が法定された。 ◎電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、倉庫業… 2分の1は固定資産の価額、他の2分の1は従業者数 ◎その他の事業… 従業者数	12% 8% 1.6% ＊ 医療法人の社会保険診療 による所得は課税されないこととされた。		29年4月1日以後に終了する事業年度分に適用 一般法人 年50万円以下 10% 年50万円超分及び清算所得 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.5% ＊ 中間申告納付 制度が採用された。＊課税標準は原則として、法人税の所得を基準とすることとされた。＊ 収入金額課税 の業種に生命保険事業を加え、地方鉄道事業、軌道事業を除く運送業は所得課税とされた。 ＊ 分割基準 が改正された。 ◎電気供給業、ガス供給業、倉庫業…固定資産の価額 ◎地方鉄道事業、軌道事業…鉄・軌道の延長 ◎銀行業、保険業…2分の1は事業所等の数、他の2分の1は従業者数 ◎その他の事業…従業者数
不 動 産 取 得 税	25年度に廃止されたものを再創設 (29年5月13日施行。ただし、建築家屋については29年7月1日から適用)				価格の 3% 建築住宅の控除 100万円 新築住宅用土地の減額 60万円以上

S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36
	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%		
*特別徴収制度 が任意的なものから強制的なものに改められた。						
法人税割 5.4% (ただし、30年7月1日から同年9月30日までの間に終了する事業年度分にあつては5.3%)	*寮等のみを有する法人 にも均等割を課することとされた。	*法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、法人税が課されるものは法人とみなすものとされた。				*中間申告にみなす申告制度が導入された。
		第1種事業 年50万円以下6% 年50万円超分8%				
基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			基礎控除 年20万円		
*クリーニング業 が第3種事業とされた。		*温泉、むし風呂等特殊なものを除く公衆浴場業は第3種事業とされ、美容業が明記された。	青色事業専従者 80,000円			*基礎控除を事業主控除と変更し、事業専従者控除制度が設けられた。 (37年度分より適用。)
		32年4月1日の属する事業年度分から適用 一般法人 年50万円以下 8% 年50万円超100万円以下分 10% 年100万円超分及び清算所得 12%		34年4月1日の属する事業年度分から適用 一般法人 年50万円以下 7% 年50万円超100万円以下分 8% 年100万円超200万円以下分 10% 年200万円超分及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超分及び清算所得 8%		
*3以上の都道府県に事務所等を有する資本等の金額が500万円以上の法人には軽減税率を適用しないこととされた。		*法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うものは法人とみなすものとされた。 *運送業はすべて所得課税とされた。		*更正の請求 の制度が設けられた。		
*収入金額課税 の業種に損害保険事業が加えられた。						
30年8月1日から適用 *免税点 が設けられた。 土地 1万円 建築家屋 10万円 その他の家屋 5万円						

年 度	S37	S38	S39	S40	S41
個 人 の 県 民 税	均等割 100円 所得割 課税所得の 150万円以下2% 150万円超分4% *課税方式が改正され 所得割の課税標準は 前年の所得から各種 控除した後の金額と された。				*42年1月から退職所得（所 得税を源泉徴収されるもの に限る。）については、他 の所得と分離して現年に課 税することとされ、税額は 算出税額の90%とされた。 *配偶者控除が設けられた。
法 人 の 県 民 税	*期限後申告制度が設 けられた（事業税に ついては29年度に創 設） *外国税額控除制度 が設けられた。			40年4月1日の 属する事業年度 分から適用 法人税割 5.5% 法人税率の引下 げに伴う減収回 避のため引上げ	法人税割 5.8% 適用する事業年度のうち、41 年1月1日以後に開始し、同 年4月1日以後に終了する分 は、5.8% 41年1月1日以前に 開始し、同年6月30日以後に 終了する分は5.65%
個 人 の 事 業 税	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% うち助産婦業等 3% 事業主控除年20万円 事業専従者控除 青色申告 80,000円 白色申告 50,000円 *課税事業から、印刷 図案業を除き、印刷 製版業が加えられ た（38年度分から適 用）。		事業主控除 年22万円	事業主控除 年24万円	事業主控除 年25万円 10万円 6万円
法 人 の 事 業 税	37年4月1日の属する 事業年度分から適用 一般法人 年100万円以下6% 年100万円超200万 円以下分 9% 年200万円超分及び 清算所得 12% 特別法人 年100万円以下6% 年100万円超分及び 清算所得 8% *軽減税率を適用しな い法人の資本等の金 額が1,000万円以上と 改められた。 *分割基準が改正され 資本等の金額が1億 円以上の製造業を行 う法人の本社の従業 者の数は2分の1と して算定することと された。		39年4月1日の属する事業年 度分から適用 一般法人 年150万円以下 6% 年150万円超300万円以 下分 9% 年300万円超分及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超分及び清算 所得 8%		*農事組合法人の行う農業は 非課税とされた。 *仮装経理に係る繰越控除制 度が設けられた。
不 動 産 取 得 税			39年1月1日から適用 免税点 土地 5万円 建築家屋 15万円 その他の家屋 8万円 建築住宅の控除 150万円 新築住宅用土地の減額 150万円以上		*農地等の一括贈与に係る納 期限の延長及び納税義務の 免除の制度が設けられた。

S42	S43	S44	S45	S46	S47
* 障害者、老年者、寡婦及び勤労学生 の各控除は、税額控除を所得控除に改められた（43年度分から適用）。	* 小規模企業共済掛金 控除が設けられた。	* 特別徴収 の年10回分割徴収が6月から翌年5月までの 年12回徴収 に改められた。		* 譲渡所得 は他と区分して、長期譲渡所得には軽課し、短期譲渡所得には重課することとされた（特例は45年度分から）	
42年6月1日以後に終了する事業年度分に適用 均等割 ◎資本等の金額が1,000万円を超える法人（公共法人等を除く。）及び相互会社 年1,000円 ◎上記以外の法人等 年 600円			45年5月1日以降に終了する事業年度分に適用 法人税割 5.6% 法人税率の引上げに伴う引下げ		
事業主控除 年27万円			事業主控除 年32万円	事業主控除 年36万円	事業主控除 年60万円
12万円 8万円	17万円 11万円	青色 完全給与制 白色15万円			白色165,000円
* 所得税 の確定申告書を提出した場合は、事業税の 申告がされたものとみなす とされた。	* 事業主控除 額以下の所得者は申告を要しないこととされた。	* 社会保険労務士業 が課税事業とされた。			
* 農業協同組合連合会 の特定医療施設に係る 社会保険診療による所得 は課税されないこととされた。			* 分割基準 が改正され、製造業以外の法人についても本社の数は2分の1とされた。		* 電気供給業の分割基準 が改正され、2分の1は固定資産の価額、他の2分の1は発電所用の固定資産の価額とされた。

年 度	S48	S49	S50	S51	S52
個人の 県民税		*みなし法人課税制度が設けられ、税率はみなし法人税額相当所得税額の一部適用される49年度分は5.6%、50年度分からは5.2%とされた。		均等割 300円	
法人の 県民税		49年5月1日以後に終了する事業年度分に適用 法人税割 5.2% 法人税率の引上げに伴う引下げ		均等割（51年4月1日以後に終了する事業年度分に適用） ◎資本等の金額が1億円を超える法人及び相互会社 年6,000円 ◎資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下の法人 年3,000円 ◎公共法人等及び上記以外の法人等 年1,800円 法人税割 （51年5月1日以後に終了する事業年度分に適用） 6.2%の 超過課税 。 ただし、資本等の金額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年400万円以下の中小法人等に対しては、標準税率相当で不均一課税	均等割 （52年4月1日以後に終了する事業年度分に適用） 20,000円 6,000円 2,000円
個人の の 事業税	事業主控除 年 80万円	事業主控除 年 150万円	*標準税率の1.1倍が制限税率とされた（法人についても同じ）。 事業主控除 年180万円	事業主控除 年200万円	事業主控除 年220万円
	白 色 17万円	白 色 192,500円	白 色 275,000円	白 色 40万円	
	*住民税の申告書を提出した場合は、事業税の申告がされたものとみなすとされた。		*小規模な水産動植物採捕事業は課税事業より除かれた。		
法人の の 事業税		49年5月1日以後に終了する事業年度分に適用 一般法人 年350万円以下 6% 年350万円超700万円以下分 9% 年700万円超分及び清算所得 12% 特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超分及び清算所得 8% （ただし、49年5月1日から50年4月30日までの間に終了する事業年度分にあつては350万円は300万円として、700万円は600万円として適用する）			
		*申告納付、徴収猶予等に関して、商法の改正に伴う規定の整備が行われ、会計監査人の監査を要する等の理由により決算が確定しないための申告期限の延長及び見込納付の制度が設けられた。			
不動産 取得税	48年1月1日から適用 3% 10万円 23万円 12万円 230万円 150万円以上		51年1月1日から適用 建築住宅の控除 350万円 *農地等の一括贈与 に係る納期限の延長制度が徴収猶予制度に改められた （50年1月1日以後取得に適用）	*発電所及び変電所を家屋に含めない規定が除かれた。	

S53	S54	S55	S56	S57
		均等割 500円		
均等割（53年4月1日以後に終了する事業年度分に適用） ◎資本等の金額が50億円を超える法人 年 20万円 ◎資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年10万円 ◎資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年 2万円 ◎資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下の法人 年6,000円 ◎上記以外の法人等 年2,000円			均等割（56年4月1日以後に終了する事業年度分に適用） 税率適用基準が資本等の金額（資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額）とされた。 法人税割（56年8月1日以後に終了する事業年度分に適用） 6%の超過課税。ただし、中小法人等に対しては、標準税率相当5%	
			課税対象事業に不動産貸付業、駐車場業、コンサルタント業、デザイン業が追加され、競技場、遊技場、集会場等の貸付業が廃止された。	
				* 電気供給業の分割基準が改正され、4分の1は固定資産額、他の4分の3は発電所用固定資産の価額とされた。
		建築住宅の控除及び新築住宅用地の減額を受ける場合、一定の要件に該当するものに限られ、60日以内の申告が義務づけられた。 新たに、中古住宅に関しても同様の措置がとられることとなった。	税率4%（56年7月1日以後の取得から）。ただし、5年間に限り、住宅の取得については3%、一定の住宅用地の取得については4%で計算した額からその4分の1を減額。新築特例適用住宅の控除420万円（56年4月1日以後の取得から）	

年 度	S58	S59	S60	S61
個人の 県民税			均等割 700円	
法人の 県民税	均等割（58年4月1日以後に終了 する事業年度分に適用） ◎資本等の金額が50億円を超える 法人 年30万円 ◎資本等の金額が10億円を超え50 億円以下の法人 年20万円 ◎資本等の金額が1億円を超え10 億円以下の法人 年4万円 ◎資本等の金額が1,000万円を超え 1億円以下の法人 年12,000円 ◎上記以外の法人等 年4,000円	均等割（59年4月1日以後に終了 する事業年度分に適用） ◎資本等の金額が50億円を超える 法人 年75万円 ◎資本等の金額が10億円を超え50 億円以下の法人 年50万円 ◎資本等の金額が1億円を超え10 億円以下の法人 年10万円 ◎資本等の金額が1,000万円を超え 1億円以下の法人 年3万円 ◎上記以外の法人等 年1万円		
個人 の 事業 税			事業主控除 年240万円	
			白 色 45万円	
			*非課税事業から新 聞業、新聞送達業、 新聞広告取扱業、教 育図書出版業、教育 映画製作業、教科書 供給業、一般放送事 業が除かれたが平成 3年度までの経過措 置が設けられた。	
法人 の 事業 税				
不動産 取得 税	* 中古住宅に関する特例措置の要件中、譲渡者及び取得者に係る要件が緩和された。		60年7月1日から適用 新築特例適用住宅の 控除 450万円	住宅の取得に係る税率を3%とする特例措置、一定の住宅用地について税額の4分の1を減額する特例措置を3年間延長する。 （平成元年6月30日の取得まで）

S62	S63		H1	H2	H3	H4	H5
	所得割 課税所得の 130万円以下2% 130万円超 3% 260万円超 4%		所得割 課税所得の 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 課税所得の 550万円以下2% 550万円超 4%		
	県民税 利子割	(創設) 一定税率 5% これに伴い、法人県民税から利子割相当分を控除・還付することとなった。			法人の県民税 法人税割 (3年5月1日以後に終了する事業年度分に適用) 5.8%の超過課税。ただし、中小法人等に対しては、標準税率相当 5%		
							事業主控除年270万円
	白 色 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円			白 色 配偶者である事業専従者80万円 その他の事業専従者47万円			
			*課税対象事業から、自動車道事業、運河業、さん橋業、貨物陸揚場業、証券業、ガス供給業、養蜂業の7業種が廃止された。				
			分割基準の改正 資本金等の金額が1億円以上の 製造業の工場・・・5割増 証券業・・・2分の1は事務所等の数、他の2分の1は従業者数				
*住宅及び住宅用土地の取得に係る課税標準の特例措置の対象となる住宅の床面積要件が緩和された。 165㎡→200㎡へ (62年4月1日以後の取得から)			住宅及び住宅用土地の取得の課税標準の特例措置の対象住宅の床面積要件に下限が設けられ、一戸の床面積が40㎡ (戸建て以外の賃貸住宅は30㎡以上200㎡以下とされた。) 新築特例適用住宅の控除1,000万円 (平成元年4月1日以降の取得から適用)			地縁団体が、公共性の強い施設の用に供するために取特した不動産について課税を免除することとなった。	

年 度	H6	H7	H8	H9
個人 の 県 民 税	特別減税の実施 6年度分の市町村民税と県民税の合計額からその20%相当額を控除（20万円を限度額とする）こととなった。 所得割 課税所得の700万円以下 2% 課税所得の700万円超 4% （平成7年4月1日施行、平成7年度分から適用。退職所得については、平成7年1月1日施行、同日以後に支払われる退職手当等から適用。	特別減税の実施 7年度分の市町村民税と県民税の合計額からその15%相当額を控除（2万円を限度額とする）こととなった。	特別減税の実施 8年度分の市町村民税と県民税の合計額からその15%相当額を控除（2万円を限度額とする）することとなった。 均等割 1, 000円	所得割 課税所得の700万円超 3% （平成9年4月1日施行、平成9年度分から適用。退職所得については、平成10年1月1日施行、同日以後に支払われる退職手当等から適用）
県民税 利子割				
法人 の 県 民 税	均等割 （平成6年4月1日以後に終了する事業年度分に適用） ◎資本等の金額が50億円を超える法人 年80万円 ◎資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年54万円 ◎資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年13万円 ◎資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年5万円 ◎上記以外の法人等 年2万円		法人税割 （平成8年5月1日以後に終了する事業年度分に適用） 5.8%の超過課税 ただし、標準税率5%が適用される中小法人等の要件を法人税額1,000万円以下（改正前＝法人税額400万円以下）に緩和することとなった。	
個人の 事業税				
法人 の 事業税				
地方消費税				地方消費税の創設 （平成9年4月1日施行） 課税標準：消費税額（譲渡割、貨物割） 税率：25% 貨物割については国が、譲渡割についても当分の間国が徴収
不動産 取得 税	・新築住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象となる戸建て以外の賃貸住宅の床面積要件の下限が35㎡となった。 ・宅地及び宅地比準土地に係る課税標準について、これを2分の1にする特例措置が講じられた。	・住宅の取得に係る税率を3%とする特例措置、一定の住宅用地について税額の4分の1を減額する特例措置を3年間延長する。（平成10年6月30日までの取得） ・宅地及び宅地比準土地に係る課税標準について、これを3分の2にする特例措置が講じられた。	・宅地及び宅地比準土地に係る課税標準について、これを2分の1にする特例措置が講じられた。	・宅地及び宅地比準土地に係る課税標準について、これを2分の1にする特例措置が講じられた。 ・新築特例適用住宅の控除1, 200万円 （平成9年4月1日以後の取得から適用）

年 度	H10	H11
個人 の 県 民 税	特別減税 の実施 ①10年度分の個人県民税及び個人市町村民税をあ わせた個人住民税について定額による特別減税措 置が講じられた。 特別減税は、その者の個人住民税所得割額から 特別減税の額を控除する。 本人 17, 000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8, 500円 ②所得割の非課税限度額算定の基準額を35万円に 引き上げることとした。 ・株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、特定中 小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除 等の特例措置が講じられた。	・平成11年度以後の市町村民税と県民税の合計額からそ の15%相当額を控除（4万円を限度額とする）するこ ととなった。 ・特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越 控除制度が創設された。
県民税 利子割		
法人の 県民税		
個人の 事業税		事業主控除 年290万円
法人 の 事 業 税	・10年4月1日の属する事業年度分から適用 一般法人 特別法人 年400万円以下 5.6% 年400万円以下 5.6% 年400万円超 年400万円超分 年800万円以下 8.4% 及び清算所得 7.5% 年800万円超分 及び清算所得 11% なお、3以上の都道府県において事務所又は事業 所を設けて事業を行う法人で資本の金額又は出資金 額が1, 000万円以上のものが行う事業に対する事業税 の標準税率は、特別法人にあっては所得及び清算所 得の7.5%、その他の法人にあっては所得及び清算 所得の11%とされた。 特定の協同組合で、主として物品の供給事業を行 うもののうち、組合員数が50万人以上、かつ、店舗 の売上高が1, 000億円以上であるものについては、 10億円を超える所得に係る税率を9%とする特例措 置が講じられた。（平成10年7月9日以後に開始する 事業年度分から適用）	・11年4月1日の属する事業年度分から適用 一般法人 特別法人 年400万円以下 5% 年400万円以下 5% 年400万円超 年400万円超分 年800万円以下 7.3% 年800万円以下 6.6% 年800万円超 大規模共同組合等 及び清算所得 9.6% の年10億円超の所得 7.9% 収入金額課税法人 （電気・ガス供給業・生損保業）1.3% 資本等の金額が1, 000万円以上の分割法人 一般法人の所得及び清算所得 9.6% 特別法人の所得及び清算所得 6.6%
地方消費 税		
不動 産 取 得 税	・住宅の取得に係る税率の特例措置、住宅の用に供 する土地の取得に係る税額の減税措置の適用期限 を3年延長する。（平成13年6月30日まで） ・宅地建物取引業者が、居住者である個人から既存 住宅及びその用に供する土地を平成10年7月1日か ら平成12年6月30日までの間に取得し、取得後6月 以内に他の個人の居住の用のために譲渡した場合 においてて一定の減額を行う特例措置が講じられ た（平成10年5月31日施行）。 既存住宅：新築の時期に応じた控除額×3% 住宅用土地：45, 000円又は土地1㎡当たりの価格 ×住宅床面積の2倍（200㎡限度）× 3%のいずれか多い額	・自己居住用新築特例適用住宅及びその土地を取得した 場合における土地に係る特例措置の新築後土地取得ま での経過年数に係る要件の適用廃止 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみな される時期の延長措置 住宅新築の日から1年（現行6月）を経過する日 ・新築特例適用住宅用土地等に係る特例措置の土地取得 後住宅取得までの経過年数に係る要件の緩和 当該土地を取得した日から3年（現行2年）以内 ・自己居住用以外の新築特例適用住宅及びその土地を取 得した場合における土地に係る特例措置の新築後土地 取得までの経過年数に係る要件の緩和 当該土地を取得した日から2年（現行1年）以内

年 度	H12	H13
個人 の 県 民 税	- 所得割の非課税限度額算定の加算額を32万円に引上げることにした。 - 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置が5年延長された。 - いわゆるエンジェル税制の対象となる特定中小会社の特定株式を平成12年4月1日から平成17年3月31日までの間に払込みにより取得した個人が、一定の要件に該当する譲渡をした場合には、その譲渡所得等の金額を2分の1とする特例措置が講じられた。	- 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を平成15年12月31日まで延長することとした。 - 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成15年12月31日まで延長することとした。 - 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を平成16年度まで延長することとした。 - 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を平成16年度まで延長することとした。 - 商品先物取引に係る申告分離課税制度が講じられた。 - 上場株式等に係る源泉分離課税制度について、経過措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長することとした。 - 所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡所得に係る100万円控除の制度が設けられた。
県民税 利子割		
法人の 県民税	- 法人税割の超過課税の延長（平成13年5月1日から平成18年4月30日までの間に終了する事業年度に適用） - 特定目的会社及び投資法人には中小法人等に対する不均一課税を適用しないこととした。（平成12年12月20日施行）	
個人の 事業税		
法人の 事業税	- 特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託の各計算期間（各事業年度）の所得に対して課する事業税の税率が定められた。 一般法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超 8.4% 年800万円以下 8.4% 年800万円超 11% 特別法人 年400万円以下 5.6% 年400万円超 7.5% - 資本等の金額が1,000万円以上の分割法人 一般法人の各計算期間（各事業年度）の所得及び清算所得 11% 特別法人の各計算期間（各事業年度）の所得及び清算所得 7.5% - 生命保険業を行う法人が厚生年金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る課税標準の算定方法の特例措置が廃止された。 （平成12年12月20日施行）	合併による清算所得に対する法人事業税が廃止された。
地方消費 税		
不動産 取得 税	- 宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から取得し、当該住宅及び土地を当該個人以外の個人にその居住用に供するために譲渡した場合の減額措置が廃止された。 - 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準について、2分の1とする特例措置を平成14年12月31日まで延長した。	- 新築家屋を宅地建物取引業者が取得したものとみなされる時期を新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成16年3月31日まで延長することとした。 - 住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅取得までの経過年数要件を3年以内に緩和する特例措置の適用期限を平成16年6月30日まで延長することとした。 - 自己の居住の用に供しない新築特例適用住宅及びその土地を当該特例適用住宅の新築の日から2年以内に取得する場合について、当該特例適用住宅用土地に係る減額措置を平成16年3月31日まで延長することとした。 - 住宅の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成16年6月30日まで延長することとした。 - 住宅の用に供する土地に係る減額措置の適用期限を平成16年6月30日まで延長することとした。

年 度	H14	H15																
個人 の 県 民 税	・所得割の非課税限度額算定の加算額が36万円に引上げられた。 ・長期譲渡所得（土地等）に対する税率について、所得8,000万円超の部分の税率が2%とされた。 ・株式譲渡益課税に係る申告分離課税への一本化時期が前倒された。 ・長期所有上場株式等に係る100万円特別控除の制度がされた。 ・上場株式等に係る申告分離課税の税率が1.6%に引下げられた。 ・長期所有上場株式等に係る暫定税率(1%)が創設された。 ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度が創設された。	・平成15年1月1日以後の5年間に上場株式等を譲渡した場合の税率を1%とする特例が創設された。 ・長期所有上場株式等に係る暫定税率を廃止することとした。（平成16年度分から適用） ・長期所有上場株式等に係る100万円特別控除を廃止することとした。（平成16年度分から適用） ・商品先物取引に係る雑所得等に係る特例について、対象に有価証券先物取引による雑所得等を加え、税率を1.6%とした。また、繰越控除の制度が創設された。（平成16年度分から適用） ・配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止することとした。（平成17年度分から適用）																
県民税 利子割																		
県民税 配当割		・上場株式等の配当に係る課税について県民税配当割を創設することとした。（平成16年1月1日施行） ・税率 5%（平成16年1月1日から平成20年3月31日までに支払いを受ける上場株式等の配当については3%）																
県民税 株式等譲 渡所得割		・特定口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る課税について県民税株式等譲渡所得割を創設することとした。（平成16年1月1日施行） ・税率 5%（平成16年1月1日から平成19年12月31日までに支払いを受ける上場株式等の譲渡所得については3%）																
法人の 県民税	・法人税において連結納税制度が創設されたが、法人事業税においては単体法人を納税単位とすることとされた。																	
個人の 事業税																		
法人の 事業税		・資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人を対象に外形標準課税制度が創設された。（平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用） ・税率<table><tr><td>付加価値割</td><td>0.48%</td></tr><tr><td>資本割</td><td>0.2%</td></tr><tr><td>所得割</td><td>所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得</td></tr><tr><td></td><td>7.2%</td></tr><tr><td></td><td>所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額</td></tr><tr><td></td><td>5.5%</td></tr><tr><td></td><td>所得のうち年400万円以下の金額</td></tr><tr><td></td><td>3.8%</td></tr></table>	付加価値割	0.48%	資本割	0.2%	所得割	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得		7.2%		所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額		5.5%		所得のうち年400万円以下の金額		3.8%
付加価値割	0.48%																	
資本割	0.2%																	
所得割	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得																	
	7.2%																	
	所得のうち年400万円を超え、年800万円以下の金額																	
	5.5%																	
	所得のうち年400万円以下の金額																	
	3.8%																	
地方消費 税																		
不動産 取得 税	・住宅用地に係る不動産取得税の税額の減額措置について、適用となる要件が緩和された。	・平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間の不動産の取得に係る税率が3%とすることとされた。 ・平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に宅地評価土地の取得が行われた場合、課税標準額を2分の1とする特例措置が講じられた。																

年 度	H16
個人 の 県 民 税	・ 老年者控除を廃止することとした。（平成18年度分から適用） ・ 均等割の納税義務者と生計を一にする配偶者（収入が100万円超）で、当該納税義務者と同市町村内に住所を有する者に対する非課税措置を廃止することとした（平成17年度分から適用。但し初年度は2分の1に軽減）。 ・ 所得割の非課税限度額を引き下げることとした。 ・ 土地等の長期譲渡所得について税率の引下げを行うと共に、100万円特別控除及び譲渡損失の他の所得との損益通算を廃止することとした（平成16年1月1日以降の譲渡に係る分から適用）。 ・ 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例について、税率を引下げるとともに適用期限を5年延長することとした。 ・ 土地等の短期譲渡所得について税率を引下げることとした。 ・ 居住用財産の買換え等に係る譲渡損失の繰越控除について、適用対象を拡大した上で適用期限を3年延長することとした。 ・ 上記に加え、借家に住み替える場合等についても一定の要件下で譲渡損失の繰越控除を認める制度を創設した。（平成16年1月1日から平成18年12月31日までの譲渡に適用）
県民税 利子割	
県民税 配当割	
県民税株 式等譲渡 所得割	・ 非上場株式等の譲渡所得等に対する税率を2%から1.6%に引下げることとした。（平成17年度分から適用） ・ 特定中小株式会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の対象範囲を緩和することとした。
法人の 県民税	
個人の 事業税	
法人の 事業税	
地方消費 税	
不動 産 取 得 税	・ 新築特例適用住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の新築までの経過年数要件を3年以内とする特例について、やむを得ない事情がある場合は4年以内に緩和したうえ、その適用期限を2年間延長することとした。 ・ 新築住宅を宅建業者等が取得したものとみなす日を新築から1年を経過した日に緩和する特例措置を2年延長することとした。 ・ 自己の居住の用に供しない新築特例住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地の取得に係る経過年数要件を新築後1年から2年に緩和する特例を廃止することとした。

年 度	H17
個人 の 県 民 税	・定率減税の額を2分の1（15%→7.5%、上限40,000円→20,000円）に引き下げることとした。（平成18年6月徴収分から実施） ・年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する個人住民税の非課税措置を廃止することとした。 ただし、経過措置として、平成17年1月1日において65歳に達していた者で、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、平成18年度分については所得割及び均等割の3分の2を減額し、平成19年度分については所得割及び均等割の3分の1を減額することとする。 ・肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年延長することとした。 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の適用期限を2年延長することとした。 ・公開株式等に係る課税の特例（2分の1特例）を廃止することとした。 ・特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得の課税の特例を創設することとした。 ・知事が市町村長の同意を得て行う滞納処分等について、滞納処分等の実施期間の上限を1年（改正前は3月）とし、地域要件を廃止するとともに、対象に県が滞納処分を行っている納税者の当該年度分の滞納に係る徴収金を追加することとした。
県民税 利子割	
県民税 配当割	
県民税株 式等譲渡 所得割	
法人の 県民税	・法人税割の超過課税の延長（平成18年5月から平成23年4月までの間に終了する事業年度に適用） 税率変更なし（5.8%）
個人の 事業税	
法人の 事業税	・法人の事業税の分割基準について、次のとおり見直すこととした。（平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用） ①非製造業（鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について、課税標準の2分の1を事務所数により、2分の1に従業者数により関係都道府県に分割する。 ②本社管理部門の従業者数を2分の1に割り落とす措置を廃止する。
地方消費 税	
不動産 取得税	・既存住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置の対象となる住宅に、木造住宅等にあつては築20年超の住宅、鉄筋コンクリート造住宅にあつては築25年超の住宅のうち、新耐震基準に適合している住宅（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の住宅等については、新耐震基準に適合している住宅とみなす。）を加えることとした。 ・既存住宅特例及びその土地に係る課税標準等の特例措置について、人の居住の用に供されたことのない住宅を適用対象に加えることとした。

年 度	H18	H19
個人の県民税	所得税から個人住民税への税源移譲に伴い所要の改正を行った。 ・平成19年度以後の年度分の所得割の税率を一律4%とした。 （退職所得に係る所得割については平成19年1月1日以後の支払に係るものから改めた） ・平成19年度から、調整控除を設けることとした。 ・平成19年度から、徴収取扱費の算定基礎をこれまでの納税通知書数＋収入額から、納税義務者数に改めることとした。 ・所得割の非課税基準を引き下げることとした。 ・平成20年度から、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設することとした。 ・平成20年度から平成28年度までに限り、住宅借入金特別税額控除を設けることとした。 ・所得割の税率一律化に伴い、譲渡所得に係る課税の特例等、各特例措置の税率の見直しを行った。 ・退職所得に係る特別徴収税額表を廃止することとした。 その他、所要の改正を行った。 ・定率減税を廃止することとした（平成19年度分から適用）。	・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例の適用期限を2年延長した。
県民税 利子割		
県民税 配当割	・市町村への交付率を、平成19年度から5分の3に改めることとした。 ・平成19年度から、配当割額の控除において、市町村民税の所得割額から控除することができない金額があるときは、市町村はその額を県民税又は市町村民税に充当することとした。	・税率を3%とする特例の適用期限を1年延長した。
県民税株式等譲渡 所得割	・市町村への交付率を、平成19年度から5分の3に改めることとした。 ・平成19年度から、株式譲渡所得割額の控除において、市町村民税の所得割額から控除することができない金額があるときは、市町村はその額を県民税又は市町村民税に充当することとした。	・税率を3%とする特例の適用期限を1年延長した。
法人の 県民税		・利子割還付に係る均等割への充当を可能とした。
個人の 事業税		・課税対象事業から助産師業を除外した。
法人の 事業税	・保険業に新たに規定された少額短期保険業者について、収入金額課税としたほか所要の措置を講じた。 ・法人の事業税の税率の特例を本則の制度とした。	・超過課税制度（みやぎ発展税）を導入（平成20年3月1日以後に終了する事業年度から適用） 【税率】標準税率の1.05倍の率
地方消費 税		
不動産 取得税	・標準税率を3%としている特例措置について、次のとおり改正した。 ①住宅及び土地に係る特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長した。 ②住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止し、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講じた。 ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、その適用期限を平成21年3月31日まで延長した。 ・新築住宅を宅建業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例を平成20年3月31日まで延長した。 ・新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数を緩和する特例を平成20年3月31日まで延長した。	

年 度	H20
個人の県民税	・ 寄附金税額控除の適用対象に、県が条例により指定したものを追加した。 ・ 地方公共団体に対する 寄附金税制の拡充を行った。（いわゆる「ふるさと納税」制度） ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等を2分の1に圧縮する課税の特例措置を廃止した。 ・ 住宅借入金等特別税額控除に係る申告書の提出期限を緩和する措置を講じた。 ・ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、免税対象飼育牛の見直しを行った上で、適用期限を3年間延長した。 ・ 公的年金からの特別徴収制度を導入した。（平成21年10月以後に支払われる老齢等年金給付について実施。）
県民税 利子割	
県民税 配当割	・ 上場株式等に係る配当等の3%軽減税率を原則廃止した。（源泉徴収税率は現行を維持。平成21年分から適用。） ・ 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税を創設した。（平成21年分から適用。） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当所得間の損益通算の特例を創設した。（平成21年分から適用。）
県民税株 式等譲渡 所得割	・ 上場株式等に係る譲渡所得等の3%軽減税率を原則廃止した。（源泉徴収税率は現行を維持。平成21年分から適用。） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当所得間の損益通算の特例を創設した。（平成21年分から適用。）
法人の 県民税	・ 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とした。 ・ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に係る均等割について、最低税率を適用することとした。
個人の 事業税	
法人の 事業税	事業年度の開始の日及び税率区分 法人区分 平成20年 9月30日まで 超過税率 (標準税率) 事業年度の開始の日及び税率区分 平成20年 9月30日まで 超過税率 (標準税率) 平成20年 10月1日以後 超過税率 (標準税率) 電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人 収入金額の 1.365% (1.3%) 0.765% (0.7%) 事業年度の開始の日及び税率区分 法人区分 平成20年 9月30日まで 超過税率 (標準税率) 事業年度の開始の日及び税率区分 平成20年 10月1日以後 超過税率 (標準税率) 法人区分 その他の事業を行う法人 外形標準課税法人 事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 付加価値割 資本割 所得割 所得のうち400万円以下の金額の 5.25% (5.0%) 2.95% (2.7%) 所得のうち400万円を超え800万円以下の金額の 7.665% (7.3%) 4.365% (4.0%) 所得のうち800万円を超える金額及び清算所得の 10.08% (9.6%) 5.78% (5.3%) 3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の 10.08% (9.6%) 5.78% (5.3%) 所得のうち400万円以下の金額の 5.25% (5.0%) 2.95% (2.7%) 所得のうち400万円を超え800万円以下の金額の 6.93% (6.6%) 3.93% (3.6%) 所得のうち800万円を超える金額及び清算所得の 6.93% (6.6%) 3.93% (3.6%) 3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の 6.93% (6.6%) 3.93% (3.6%) 平成20年 9月30日まで 超過税率 (標準税率) 平成20年 10月1日以後 超過税率 (標準税率) 0.504% (0.48%) 0.504% (0.48%) 0.21% (0.2%) 0.21% (0.2%) 3.99% (3.8%) 1.69% (1.5%) 5.775% (5.5%) 2.475% (2.2%) 7.56% (7.2%) 3.26% (2.9%) 7.56% (7.2%) 3.26% (2.9%)

- ・ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。

- ・ 公益法人制度改革に伴い、公益社団法人及び公益財団法人は収益事業のみ課税対象とし、一般社団法人及び一般財団法人は原則として全所得を課税対象とした。

| 地方消費 税 | |
| 不動産取得 税 | - ・ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置について、対象を見直すとともに適用期限を2年延長した。 - ・ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長した。 - ・ 長期優良住宅（200年住宅）について、課税標準から1,300万円を控除することができる特例措置を創設した。 |

年 度	H21	H22	H23
個人 の 県 民 税	住宅借入金等特別税額控除の創設 ・所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について個人県民税から控除することができる制度を設けた。 【対象者】 所得税の住宅ローン控除の適用者（平成21年から平成25年までの入居者） 【控除額】 次のいずれか小さい額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額の5分の2 ②所得税の課税総所得金額等の額の100分の2 (39,000円を超えるときは39,000円)	扶養控除の見直し ・年少扶養控除（16歳未満の者）廃止することとした。（平成24年度分から適用） ・特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止することとした。（平成24年度分から適用） ・居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 ・生命保険料控除を改組し、新たに介護保険料控除を設けることとした。（平成24年度分から適用）	超過課税制度（みやぎ環境税）を導入（平成23年4月1日から適用） 【税率】 均等割1,200円/年 寄附金税制の拡充 ・個人住民税寄附金税額控除の適用下限額を引き下げた（5,000円→2,000円）。 ・認定NP0以外のNP0法人への寄附金について、条例において個別に指定することにより個人住民税寄附金税額控除の対象とした。
県民税 利子割			
県民税 配当割	・上場株式等に係る配当等の3%軽減税率の特例を3年延長した。	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税措置の導入 ・上場株式等に係る税率の本則税率化にあわせて、非課税口座内の所得が上場株式等に係る配当所得の非課税措置を導入することとした。	・上場株式等に係る配当等の3%軽減税率の特例を平成25年12月31日まで2年延長した。
県民税株 式等譲渡 所得割	・上場株式等に係る譲渡所得等の3%軽減税率の特例を3年延長した。	非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の導入 ・上場株式等に係る税率の本則税率化にあわせて、非課税口座内の所得が上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置を導入することとした。	・上場株式等に係る譲渡所得等の3%軽減税率の特例を平成25年12月31日まで2年延長した。
法人の 県民税		・法人税割の超過課税の延長（平成23年5月から平成28年4月までの間に終了する事業年度に適用）	・超過課税制度（みやぎ環境税）を導入（平成23年4月1日以後に終了する事業年度から適用） 【税率】 均等割標準税率の10%相当額
個人の 事業税			
法人の事 業税			
地方消費 税			
不動 産 取 得 税	・住宅及び土地の取得に係る税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長した。 ・宅地評価土地（住宅用地、商業地等）の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年延長した。	・新築住宅を宅地建物取引業者が取得したものとみなす日を緩和する特例措置を2年延長した。 ・新築特例適用住宅用土地にかかる減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置を2年延長した。 ・長期優良住宅の新築にかかる課税標準の特例措置を2年延長した。	

年 度	H24	H25	H26	H27						
個人 の 県 民 税	・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長した。 ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長した。（平成24年1月1日～平成25年12月31日） ・平成26年度以後の個人県民税においては、給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額の限度が245万円に設定された。 ・平成25年1月1日以後に支払われるべき退職所得については、10%の税額控除が廃止された。 ・勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得において、平成25年1月1日以後に支払われるべきものについては、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする緩和措置が廃止された。		・東日本大震災復興臨時特例（緊急防災・減災事業の地方負担分）の財源として、均等割の引上げ500円（平成26年度から35年度まで） ・所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年4月から29年12月までに住宅を取得した場合）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度の範囲内で個人住民税から控除。 <table><tr><td>居住年</td><td>平成26年3月まで</td><td>平成26年4月～平成29年12月</td></tr><tr><td>控除限度額</td><td>所得税の課税総所得金額等の5% （最高9.75万円）</td><td>所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）</td></tr></table>	居住年	平成26年3月まで	平成26年4月～平成29年12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）	・ふるさと納税（自治体に対する寄附）に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充した。 ・確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入した。
居住年	平成26年3月まで	平成26年4月～平成29年12月								
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7% （最高13.65万円）								
県民税 利子割				・法人に係る利子割の廃止（平成28年1月1日以降に受け取る預金利子から）						
県民税 配当割		・軽減税率（3%）の廃止（平成26年1月1日以降）	・NISA（少額投資非課税制度）の導入	・法人税割の超過課税の延長（平成28年5月から平成33年4月までの間に終了する事業年度に適用）						
県民税株 式等譲渡 所得割		・軽減税率（3%）の廃止（平成26年1月1日以降）								
法人の 県民税			・法人税割の一部が地方法人税として国税化され、地方交付税の原資となることに伴い、法人税割の税率を以下のとおりとした。 標準税率 5.0%→3.2% 超過税率 5.8%→4.0% （平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。）	・法人税割額からの利子割額の控除の廃止（平成28年1月1日以降に受け取る預金利子から） ・法人税割の超過課税の延長（平成28年5月から令和3年4月までの間に終了する事業年度に適用）						
個人の 事業税										
法人の事 業税			・地方法人特別税の規模を3分の2に縮小し、3分の1を法人事業税に復元した。（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。）	資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を2年間で4分の1から2分の1に段階的に拡大						
地方消費 税			・税率100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引上げ。 ・都道府県が国に支払う徴収取扱費を見直した。							
不動産 取得税	・住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長した。 ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長した。 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長した。		・平成26年4月1日以降に取得した既存住宅に係る減額対象家屋に、取得時に耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準）を満たしていなくても、居住日までに耐震改修工事を完了していること等、一定の要件を満たす家屋を追加した。 ・各特例措置の適用期限を延長した。	・住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長した。 ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長した。						

年 度	H28	H29	H30
個人 の 県民 税		県費負担教職員制度の見直しに伴う県民 税所得割臨時交付金及び分離課税所得割 交付金の創設 ・税率変更までの経過措置として、平成 29年度収入となる個人住民税所得割のう ち税率2%相当分等を指定都市へ交付。 ・退職所得の分離課税に係る所得割は、 当分の間、税率を変更せず、税率2%相当 分を指定都市へ交付。	県費負担教職員の給与負担事務の道府県 から指定都市への移譲に伴う税源移譲 ・指定都市に住所を有する者の個人住民 税所得割の標準税率について、道府県民 税は2%（改正前4%）、市民税は8%（改正 前6%）とする。
県民税 利子割			
県民税 配当割			
県民税株 式等譲渡 所得割			
法人の 県民税	地方創生応援税制（「企業版ふるさと納 税」）の創設 ・地方公共団体が行う、地方創生を推進 する上で効果の高い一定の事業に対して 法人が行った寄附について、現行の寄附 金の損金算入措置に加え、法人事業税及 び法人住民税から税額控除。		
個人の 事業税			
法人の事 業税	地方創生応援税制（「企業版ふるさと納 税」）の創設 所得割の税率引下げと外形標準課税の拡 大 ・資本金1億円超の普通法人に係る所得 割の税率を引き下げるとともに、外形標 準課税（付加価値割、資本割）を5/8に 拡大（H26:2/8→H27:3/8→H28:5/8）。 ・外形標準課税の拡大により負担増とな る法人のうち、事業規模が一定以下の法 人について、3年間負担増を軽減 （H28:3/4軽減、H29:2/4軽減、H30:1/4 軽減）		
地方消費 税			
不動 産 取得 税			・住宅及び土地の取得に係る標準税率 （本則4%）を3%とする特例措置の適用 期限を令和3年3月31日まで延長した。 ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を 価格の2分の1とする特例措置の適用期限 を令和3年3月31日まで延長した。

年 度	R1							
個人の 県民税	◎ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し ○ 就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるとともに、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。 ○ 合計所得金額 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。 ・合計所得金額 900 万円超 950 万円以下（給与収入1,120 万円超 1,170 万円以下） 控除額の 2/3 ・合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下（給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下） 控除額の 1/3 ・合計所得金額 1,000 万円超（給与収入 1,220 万円超） 適用なし							
県民税 利子割								
県民税 配当割								
県民税株 式等譲渡 所得割								
法人の 県民税	・消費税率（国・地方）10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化することに伴い、法人税割の税率を以下のとおりとした。 標準税率 3.2%→1.0% 超過税率 4.0%→1.8% （R01年10月1日以後に開始する事業年度から適用。）							
個人の 事業税								
法人の 事業税	・地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を廃止し、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されることに伴い、法人事業税の税率が改正された。							
	法人区分		平成26年10月1日以降 平成27年3月31日まで	平成27年4月1日以降 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降 令和元年9月30日まで	令和元年10月1日以降 令和2年3月31日まで	令和2年4月1日以降	
			超過税率 （標準税率）	超過税率 （標準税率）	超過税率 （標準税率）	超過税率 （標準税率）	超過税率 （標準税率）	
	電気供給業（発電・小売電気事業を除く）・ガス供給業・保険業・貿易保険業		収入割 収入金額の	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	1.065% （1.0%）	1.065% （1.0%）
	電気供給業（発電・小売 電気事業）	資本金1億円 超の法人	収入割 収入金額の	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	1.065% （1.0%）	0.8025% （0.75%）
			付加価値割 付加価値額の	—	—	—	—	0.3885% （0.37%）
			資本割 資本金等の 額の	—	—	—	—	0.1575% （0.15%）
		資本金1億円 以下の法人	収入割 収入金額の	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	0.965% （0.9%）	1.065% （1.0%）	0.8025% （0.75%）
			所得割 所得金額の	—	—	—	—	1.9425% （1.85%）
	普通法人 （特別法人、 外形標準課 税法人以外）	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% （3.4%）	3.65% （3.4%）	3.65% （3.4%）	3.75% （3.5%）	3.75% （3.5%）
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の	5.465% （5.1%）	5.465% （5.1%）	5.465% （5.1%）	5.665% （5.3%）	5.665% （5.3%）
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	7.18% （6.7%）	7.18% （6.7%）	7.18% （6.7%）	7.48% （7.0%）	7.48% （7.0%）
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	7.18% （6.7%）	7.18% （6.7%）	7.18% （6.7%）	7.48% （7.0%）	7.48% （7.0%）
	特別法人 （協同組合、 信用金庫、医 療法人等）	所得割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.65% （3.4%）	3.65% （3.4%）	3.65% （3.4%）	3.75% （3.5%）	3.75% （3.5%）
			所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の	4.93% （4.6%）	4.93% （4.6%）	4.93% （4.6%）	5.23% （4.9%）	5.23% （4.9%）
			3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の	4.93% （4.6%）	4.93% （4.6%）	4.93% （4.6%）	5.23% （4.9%）	5.23% （4.9%）
	外形標準課 税法人	付加価値割	資本割	0.21% （0.2%）	0.315% （0.3%）	0.525% （0.5%）	0.525% （0.5%）	0.525% （0.5%）
			所得のうち年400万円以下の金額の	2.39% （2.2%）	1.755% （1.6%）	0.395% （0.3%）	0.495% （0.4%）	0.495% （0.4%）
		所得割	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の	3.475% （3.2%）	2.53% （2.3%）	0.635% （0.5%）	0.835% （0.7%）	0.835% （0.7%）
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の	4.66% （4.3%）	3.4% （3.1%）	0.88% （0.7%）	1.18% （1.0%）	1.18% （1.0%）
3以上の都道府県に事務所等のある、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人は、上記にかかわらず所得及び清算所得の			4.66% （4.3%）	3.4% （3.1%）	0.88% （0.7%）	1.18% （1.0%）	1.18% （1.0%）	

地方消費 税	・税率63分の17（消費税率換算1.7%）から78分の22（消費税率換算2.2%）に引上げ。 ・軽減税率については消費税率換算で1.76%が適用。 ・都道府県が国に支払う徴収取扱費を見直した。
不動産取 得税	

年 度	R2	R3	R4
個人の県民税	◎ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し ○ 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。 ◎ 寡婦（夫）控除の見直し ○ 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円）を設ける。 ○ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。 ○ 子ありの寡夫の控除額（現行26万円）について、子ありの寡婦の控除額（30万円）と同額とする。 ◎ 人的非課税措置の見直し ○ 上記に伴い、寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。	◎ 住宅ローンの控除の延長 ○ 控除期間を13年間とする住宅ローン控除の入居期限を2年間延長する。	◎ 住宅ローンの控除の延長 ○ 住宅ローン控除の適用期限を令和7年入居分まで4年延長する。
県民税 利子割			
県民税 配当割			
県民税株 式等譲渡 所得割			
法人の 県民税	・法人税割の超過課税の延長（令和3年5月から令和8年4月までの間に終了する事業年度に適用） ・地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の税額控除割合を引上げ（2.9%→5.7%）、適用期限を5年延長した。		
個人の 事業税			
法人の事 業税	・特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されることに伴い、法人事業税交付金が創設された。 交付額：法人事業税額の7.7%（令和2年度は3.4%） 交付基準：従業者数 ・地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の税額控除割合を引上げ（10%→20%）、適用期限を5年延長した。		◎ 付加価値割における賃上げへの対応 ○ 法人税における賃上げ税制賃上げ促進税制に合わせ、継続雇用者の給与総額を3%以上増加させる等の要件を満たす法人について、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を付加価値割の課税標準から控除する。（2年間の時限措置） ◎ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し ○ 外形標準課税対象法人（資本金1億円超の法人）の年800万円以下の所得に係る軽減税率を廃止し、標準税率を1.0%とする。 ◎ ガス供給業に係る収入金額課税の見直し ○ ガス供給業のうち、導管部門の法的分離の対象となる法人等が行う製造・小売事業に係る課税方式について、付加価値割及び資本割を組み入れる。上記以外の法人が行う製造・小売事業に係る課税方式については、他の一般の事業と同様とする。
地方消費 税			
不動産 取得 税		・住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長した。 ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長した。	・地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置を創設した。 ・新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置を2年延長した。

年 度	R5
個人の 県民税	◎NISAの抜本的拡充・恒久化（令和6年1月1日施行） NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う
県民税 利子割	
県民税 配当割	
県民税株 式等譲渡 所得割	
法人の 県民税	
個人の 事業税	
法人の 事業税	
地方消費 税	
不動産取 得税	

年 度	H23～
	東日本大震災に係る措置等
個 人 の 県 民 税	・雑損控除の特例 住宅や家財等について生じた損失の雑損控除について、平成23年度分の個人県民税において控除可能。 雑損控除を適用した結果、その年分の総所得金額から控除しきれない損失額については、5年間（通常は3年間）繰り越し可能。 ・雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例 災害関連支出については、その災害がやんだ日から1年以内に支出したものが雑損控除の対象となるが、東日本大震災により住宅や家財に損害が生じた場合には、3年以内に支出されるもの（住宅や家財などの原状回復のための支出など）が対象。 ・被災事業用資産の損失の特例 被災事業用資産の損失による純損失の金額については、5年間（通常は3年間）繰り越し可能。また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、青色申告者は被災事業用資産の損失による純損失を含む平成23年度分の純損失の総額について、白色申告者は被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失の合計額について5年間繰り越し可能。 ・住宅借入金等特別税額控除の適用の特例 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用することが可能。 ・住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例 所有する移住用の家屋が震災により居住することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合には、住宅借入金等特別税額控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けることが可能。（次ページに続く）
法 人 の 県 民 税	・均等割の減免 平成23年3月11日において県内に所在する事務所・事業所の全てが、地方税法に基づき市町村長が公示する「平成23年度分の固定資産税等の課税免除対象区域」内にある場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の均等割を免除することとした。 ・法人税割・法人事業税の減免 震災により資本金・出資金の額（300万円未満の法人などは別に計算した額）の2分の1以上の額の損害を受けた場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の法人税割・事業税をそれぞれ10％減免することとした。
個 人 の 事 業 税	・損失の繰越控除の特例 被災事業用資産の損失による損失金額については、5年間（通常は3年間）繰り越し可能。また、保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、青色申告者は被災事業用資産以外の損失を含めた平成23年分の損失の総額について、白色申告者は被災事業用資産の損失の合計額について5年間繰り越し可能。 ・個人事業税の減免 ①災害により事業用資産にその価額の2分の1以上の金額（保険金等により補填されるべき金額がある場合には、当該保険金等の金額を控除した金額）の損害を受け、前年中の事業所得が500万円以下であるときは全部、500万円を超え750万円以下であるときは2分の1、750万円を超え1,000万円以下であるときは4分の1を減額することとした。 ②災害により住宅又は家財にその価額の2分の1以上の金額（保険金等により補填されるべき金額がある場合には、当該保険金等の金額を控除した金額）の損害を受け、前年の合計所得金額が500万円以下であるときは全額免除することとした。
法 人 の 事 業 税	・法人事業税・法人税割の減免 震災により資本金・出資金の額（300万円未満の法人などは別に計算した額）の2分の1以上の額の損害を受けた場合に、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの間に終了する各事業年度の県民税の法人税割・事業税をそれぞれ10％減免することとした。 （注）損害とは、平成23年3月11日以後に終了する各事業年度における損失の金額の合計額とし、その損失の金額は、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失（損失が繰延資産として計上されているときは、当該繰延資産を含む。）のうち東日本大震災により受けた損失の金額。なお、当該損失に補填される保険金、損害賠償金、補助金等があるものはその損失額から当該保険金等の額を控除する。
不 動 産 取 得 税	①被災代替家屋の取得に係る特例 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ②被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得を平成33年3月31日までに行った場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ③被災代替農地の取得に係る特例 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）、その相続人または所有者の3親等内の親族が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地を平成33年3月31日までに取得をした場合には、課税標準の算定について、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ④被災代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免 被災家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記①の適用を受ける方を除く。）が、代替家屋を平成33年3月31日までに取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑤被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免 従前の土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記②の適用を受ける方を除く。）が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を平成33年3月31日までに取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑥警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該家屋に代わるものとして知事が認める家屋（以下「警戒区域内家屋に係る代替家屋」という。）を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。（次ページに続く）

年 度	H23～
	東日本大震災に係る措置等
個 人 の 県 民 税	・被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を7年（現行：3年）に延長可能。 ・買換え特例の買換資産に係る取得期間等の延長の特例 居住用財産の買換えの特例等について、東日本大震災のため、その買換資産等を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、その買換資産等の取得期間等を2年の範囲内で延長可能。 ・復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円控除等 復興特別区域において施行される地方公共団体等による都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等の適用を受けることが可能。 ・津波防災地域づくりに関する法律の制定に伴う措置 津波防災地域づくりに関する法律の一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業及び津波防護施設に係る収容適格事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等の適用を受けることが可能。 ・被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例 ①個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、譲渡所得の課税上、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡はなかったものとして、いわゆる取得価額の引き継ぎ等により課税の繰り延べを適用することが可能 ②次に掲げる場合による収容等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例又は収用交換等の場合の5,000万円特別控除等の適用を受けることが可能。 ・減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地地区画整理事業において、公共施設の整備改善事業の用に供するため ・第2種市街地再開発事業の用に供するため ③特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に、地方公共団体等により買い取られる場合には、特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用を受けることが可能。 ④次に掲げる場合に該当することとなった場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用を受けることが可能。 ・建築物の建築等の不許可に伴う買取りの申出に係る土地が買い取られる場合 ・公営住宅等の用に供するための保留地が定められたことに伴い換地処分によりその土地等のうちその保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があった場合 ⑤被災市街地復興土地地区画整理事業又は第二市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社により買い取られる場合には、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率（譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分について所得税10%、個人住民税4%の適用を受けることが可能。
不 動 産 取 得 税	⑦警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で、当該対象土地に代わるものとして知事が認める土地を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ⑧警戒区域内農地に係る代替農地の取得に係る特例 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）、その相続人または所有者の3親等内の親族が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地を当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ⑨警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免 対象区域内家屋の所有者と生計を一にしていた親族（前ページ⑥の適用を受ける方を除く）が、警戒区域内家屋に係る代替家屋を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（警戒区域内家屋に係る代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑩警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免 対象土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記⑦の適用を受ける方を除く）が、警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地を警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑪居住困難区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下「居住困難区域内家屋」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該家屋に代わるものとして知事が認める家屋（以下「居住困難区域内家屋に係る代替家屋」という。）を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該居住困難区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ⑫居住困難区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者、その相続人または所有者と同居する3親等内の親族が、当該区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地で、当該対象土地に代わるものとして知事が認める土地を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、課税標準の算定について、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除。 ⑬居住困難区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る不動産取得税の減免 居住困難区域内家屋の所有者と生計を一にしていた親族（上記⑪の適用を受ける方を除く）が、居住困難区域内家屋に係る代替家屋を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合には、当該代替家屋の課税標準額に当該代替家屋の床面積に対する居住困難区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑭居住困難区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減免 対象土地の所有者と生計を一にしていた親族（上記⑫の適用を受ける方を除く）が、居住困難区域内家屋に係る代替家屋を当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に取得した場合には、当該土地の課税標準額に当該土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額に相当する金額を減免。 ⑮被災家屋に係る不動産取得税の減免 平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に取得した家屋が、震災により滅失・損壊した場合には、取得した家屋の税額を当該家屋の床面積をもって除して得た額に当該滅失・損壊した床面積を乗じて得た額に相当する金額を減免。